

「SDGs 貢献都市 神戸」PR 戦略策定支援業務 委託仕様書

1. 業務名称

「SDGs 貢献都市 神戸」PR 戦略策定支援業務

2. 業務目的

神戸市が繁栄し続ける大都市であるためには、SDGs がもとめられるこの時代に即した、選ばれる”まち”としての息の長い施策が重要となってくる。そのようななかで、「SDGs 貢献都市 神戸」として、先人たちから受け継いできた自然環境や、まちの歴史を大切にしながら、”こうべ再生リンの活用”や”森林・里山の再生”などの持続可能なまちづくりを進めている。

上記の特徴的な施策については、市公式 YouTube・市公式 note 等さまざまなメディアでの PR を積極的に行っているところではあるが、メディア環境が複雑化している現代において、全国的に話題となるまでは至っておらず、市内にとどまらず国内・国外で「SDGs 貢献都市 神戸」を周知するため、さらなる有用な広報を打ち出したいと考えている。

以上をふまえ、本業務においては、神戸市や広報メディアを取り巻く環境変化を的確に捉え、諸課題を整理し、「SDGs 貢献都市 神戸」の特徴をとらえた効果的な広報を実施することを目的とし、そのために今後を見据えたプロモーション戦略や施策の方向性等を検討しとりまとめ、必要なアドバイスや資料作成・支援を行うものである。

3. 委託業務の内容

(1) これまでの神戸市の SDGs 関連広報の状況分析

神戸市から提供するデータや受注者のもつ市場データ等をもとに、これまでの市の広報展開の分析を実施し、現状の課題等を抽出すること。

(2) 「SDGs 貢献都市 神戸」PR へのアドバイザリー業務および PR 戦略の検討・策定補助

(1)をもとに、受注者が保有する知見や経験に基づいた助言・提案を随時行うとともに、既存施策や計画中の広報施策へのアドバイザリーのほか、神戸市の求めに応じて、新規プロジェクトの企画立案を行うこと。

また、短期的な成果を見込むアクションプログラムの企画提案、および、中長期的な成果を見据えた具体的な広報戦略のアクションプラン・スケジュールを作成すること。

(3) 定例会議

業務の進捗共有・協議等のため、神戸市と定期的に会議を開催すること。なお、会議は、原則 12 回以上開催すること（月に 2 回程度を想定）。また、受注者は、会議内容を記録にまとめ、速やかに提出すること。

(4) その他、本業務に必要とされる業務

4. 委託金額の上限

4,500,000 円（消費税・地方消費税含む）

5. 委託業務期間

契約締結日～2026 年 2 月 28 日まで

6. 成果物

(1) 成果物

- ① 「SDGs 貢献都市 神戸」PR 戦略資料 ※文章及び視覚的表現を用いた分かりやすいもの
- ② 定例会議の記録
- ③ 本業務で使用した資料・記録（電子媒体）

(2) 納品形態

電子媒体を基本とする。なお、使用するアプリケーションソフト及びファイル形式については受託者と協議の上決定する。

(3) 納期限

2026 年 2 月 28 日

(4) 納品場所

神戸市広報戦略部

7. 留意事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(4) その他

以下の事項を含む成果物を制作することは認めない。

- ・ 公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・ 違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・ 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・ 誹謗中傷を含むもの
- ・ わいせつな内容を含むもの
- ・ 業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・ 政治性のあるものや選挙に関係するもの
- ・ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・ 社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・ その他社会通念に照らして市が不適当と認めるもの